

宅地建物取引業者の皆様へ

甲賀市危機管理課

○2022保存版 甲賀市防災マップにおける水防法適用区分は下記のとおりです。

区 分	マップの有無	水防法施行規則第11条第1号の規定による図面であるか	備 考
洪水	61 ページ ～ 62 ページ	基づく図面	ただし、 <u>野洲川の新岩上橋より上流部については対象外</u>
雨水出水 (内水)	なし	—	—
高潮	なし	—	—
洪水 + 雨水出水	21 ページ ～ 60 ページ	基づかない図面	本防災マップに使用している最大浸水深図(21ページから60ページ)は、滋賀県が「滋賀県流域治水の推進に関する条例」に基づき作成した「地先の安全度マップ」の想定浸水深を基にしており、水防法第15条第3項の規定による周知のための内水ハザードマップではありません。 ただし、頻発する大規模水害の被害を最小限に抑えるため、下記条例において宅地建物取引業者は、宅地または建物が所在する地域の浸水リスクに関する情報を取引相手に提供しよう努めなければならないとされていますので、条例の趣旨をご理解いただき、周知等にご協力ください。

宅地建物取引業法施行規則(抜粋)

(法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項)

第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号の二までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の賃借の契約にあつては第一号から第三号の二まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物の賃借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。

三の二 水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第十一条第一号の規定により当該宅地又は建物が所在する市町村の長が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地

滋賀県流域治水の推進に関する条例(抜粋)

(宅地または建物の売買等における情報提供)

第29条 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法第35条第1項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第2条第1号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または賃借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域に関する情報を提供しよう努めなければならない。